

## 給水装置工事における必要な事前調査の徹底について

給水装置工事の依頼を受けた場合は、現場の状況を把握するために必要な調査を行わなければなりません。しかしながら、調査が不十分であるために、その後の施工に支障をきたす事例が多く見受けられます。給水装置工事施行要領第三章「給水装置の計画」を改めて確認していただき、確実な事前調査をお願いします。

### ● 事 例

#### 1. 既存給水装置の現況調査不足の事例

- 戸建て住宅の新築工事（給水装置は改造工事）を行ったが、しゅん工前に給水栓を開けたところ出水不良で十分な水量が出ないことが分かった。その後水道局に出水不良調査の依頼を行ったが再分岐することになったため、住宅の引渡し日時が大幅に遅れることとなった。

※ 出水不良調査は各配水課の維持係に依頼して行います。期間は2か月程度となりますので、工事着手前若しくは着工後すぐに確認をお願いします。

#### 2. 道路等の種類の確認不足の事例

- 市道に布設された配水管から新たに分岐する給水装置工事において、道路種類の調査が不十分であったことから当該市道を私道と思い着工してしまった。実際に分岐工事を行う際に改めて確認したところ市道であることが判明したため、道路占用許可申請等の手続きを進めた。工程が大幅に遅れたため、交通規制に対して理解を求めていた近隣住民から苦情が入り施工にあたり改めて調整が必要となった。

- 市道に布設された配水管から分岐し法定外公共物を縦断する給水管を布設する工事において、法定外公共物の手続きは行っていたが、それに伴い市道に対する道路占用申請も申請済みと勘違いし施工してしまった。結果、市道の無断掘削となり道路管理者から指導を受けた。

※ 道路工事を伴う場合には道路の種類や必要な手続きについて事前に確認するようお願いします。また、必要な手続きについてはチェックリストを作成する等、手続き漏れがないようお願いします。

#### 3. 利害関係人に関する確認不足の事例

- 私道の掘削に対して、土地所有者の確認を後回しにしていたが、着工後に土地所有者を確認したところ土地所有者の所在が不明であることが判明したため、掘削許可を得るまでに多くの時間を要した。

※ 利害関係人については計画段階で確実に調査願います。

## 給水装置工事施行要領のR7年度の主な改訂について

#### 1. 配水管からの分岐方法の拡充について

これまで「切取り」としていた口径において、一部でサドル付分水栓による分岐を認める予定です。